

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	水大気環境課	整理番号	4-3
処分の種類	指定施設の改善命令			
根拠法令条例等・条項	湖沼水質保全特別措置法第20条第2項			
処分の概要	指定地域において指定施設を設置している者が改善勧告に従わないときは、施設の構造又は使用の方法の改善を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】 ・湖沼水質保全特別措置法 第20条 都道府県知事は、指定地域において指定施設を設置している者が前条の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該指定施設の構造又は使用の方法を改善すべきことを勧告することができる。 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで当該指定施設を使用しているときは、その者に対し、期限を定めて、当該指定施設の構造又は使用の方法の改善を命ずることができる。			
基準の制定根拠	—			